

社会福祉法人 春陽会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人春陽会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下、「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。  
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事には、各年度の総額が850,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 監事には、各年度の総額が350,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第8条で定める範囲内で報酬を支給することができる。
- 5 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される評議員会、理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(評議員会及び理事会並びに法人行事等の出席報酬等)

第4条 理事長、業務執行理事（以下、「理事長等」という。）及び理事が評議員会及び理事会並びに法人行事等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費

を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会並びに法人行事等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表1で定める実費弁償費の額を上限とする。

(理事長等の勤務報酬等)

第5条 理事長等が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常務理事が評議員及び理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 理事が評議員会及び理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表2で定める実費弁償費の額を上限とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が評議員会及び理事会並びに法人行事等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会及び理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、別表2で定める実費弁償費の額を上限とする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、この法人の給与規程（通勤手当表）に準ずる。
- 3 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書等の作成に協力するものとする。

(報酬等の計算期間及び支給日)

第10条 報酬等の計算期間（理事会、評議員会及び監事業務並びに法人事務等の出席回数）は、毎年12月1日から翌年の11月30日までとする。

なお、この規則施行初年度の平成29年に限り、初回の計算期間は、4月1日から11月30日までとする。

- 2 報酬は、毎年12月10日に計算期間の額を一括支給するものとする。ただし、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 3 旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

1. 令和 4年 4月 1日 一部改正

※ 別表 1 <出席報酬日額>

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理 事	10,000円	無し
	監 事	10,000円	無し
評議員会出席報酬等	評議員	10,000円	無し
	理 事	10,000円	無し
	監 事	10,000円	無し
法人行事等	評議員	10,000円	無し
	理 事	10,000円	無し
	監 事	10,000円	無し

※ 別表 2 <勤務報酬等>

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長等業務報酬等（日額）	10,000円	無し	
常務理事業務報酬等（日額）	10,000円	無し	職員との兼務がない場合
理事業務報酬等（日額）	10,000円	無し	
監事監査・指導立会報酬等（日額）	10,000円	無し	

※ 別表 3 <出張旅費等>

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	社会福祉法人春陽会の旅費規程による		実費